

## 平成29年度 第1回瑞浪市文化財審議会 会議録

■日 時：7月20日（木）9時30分から12時10分まで

■場 所：瑞浪市民体育館 研修室

■出席者：青木本吉、安部利美、小栗幸江、可知正巳、加知久宗、桑原研二、  
小木曾建夫、三戸憲和、柴田明芳、山田和洋

欠席者：なし

事務局：工藤課長、砂田係長

### ■あいさつ・委嘱状交付

工藤課長あいさつ（内容は省略）、全委員の出席による会議成立の宣言  
委嘱状は各委員の着席場所に配布により交付

### ■報告事項

資料に基づき、事務局より平成28年度文化財関連事業、平成29年度文化財関連事業計画を報告

委 員：無形の民俗文化財の後継者育成事業が3団体に交付されているのみであるが、他の団体は活動を継続しているのか。

事務局：宿洞三ツ獅子は活動を休止されているが、深沢獅子舞と宿獅子舞については保存会が活動を継続されています。市の補助金を申請されていないだけです。

委 員：大湫神明神社の神輿修理であるが、飾り金具の文様が変更されている箇所があるように見受けられた。市として指導等しているのか。

事務局：文化庁からの直接補助事業で実施されており、市から補助金を交付しているものではありません。そのため指導等も行っておりません。

委 員：平成29年度にヒトツバタゴの看板を取り替える計画であるが詳細な場所はどこか。

事務局：神社本殿、湧水の脇のヒトツバタゴの看板を対象とします。既設の看板の劣化が著しいためです。

### ■審議事項

事務局：今年度より新しい任期となりましたので、文化財保護条例第16条第1項の規定により、互選により会長を選出していただきたいと思いません。ご意見をお願いします。

委 員：前任期にも会長を務められた可知正巳委員がふさわしいと考える。

【異議なしの声】

事務局：それでは、可知委員を今任期の会長とすることに意義ありませんか。

【異議なしの声】

事務局：それでは、可知委員に会長をお願いします。可知委員、会長席にご移動ください。続きまして、同じく条例第 16 条第 3 項の規定により、会長から職務代理者の指名をお願いします。

会 長：前回と同じく柴田委員に職務代理者をお願いします。

事務局：それでは柴田委員を職務代理者と決定します。なお、文化財保護条例第 16 条第 2 項に基づき、これ以降の議事進行は可知会長をお願いします。

会 長：それでは文化財の指定について審議します。まず始めに、継続審議となっていました桜堂薬師の「釈迦如来像及び十六善神像」について事務局からの説明を求めます。

事務局：前回までの審議に基づき答申事由書（案）〔資料 1〕を作成しましたのでご覧いただき、修正等を要する場所があればご指摘ください。

会 長：特にご意見ありませんでしょうか。

十六善神の中には名称を特定できないものもありますが、市内には彫刻の十六善神は極めて類例が少なく、貴重なものだと思います。

特に修正箇所がないようであればこの答申書（案）のとおり答申するというのでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

会 長：では、本件は有形文化財に指定するということで、答申書（案）のとおり答申することとします。

会 長：続きまして、「細久手庚申堂」について事務局からの説明を求めます。

事務局：本件は正式な申請書が出されている案件ではありませんが、継続審議となっているものです。前回までの審議に基づき、史跡としての指定を想定して市内の村堂の調査結果を作成しました〔資料 2・3〕。

最初の一覧〔資料 2〕は石造物の数により他の村堂との差別化が図れるかを検討した資料ですが、結論を申し上げますと、石造物の数による差別化は困難です。これは三十三所観音などが作られると一度に石造物の数が増加するためと考えられ、石造物の数が信仰の継続した年代や信仰の深さを示すものではないと結論付けられます。

続いての資料〔資料 3〕は各村堂の構成要素を比較したものです、6 つの構成要素の比較を行ったところ、大湫観音堂、次いで細久手庚申堂の価値が高いことが確認されたと考えます。また、他の村堂との区別・差別化も図られたものと考えますのでご意見をお願いします。

会 長：今、事務局から説明のありました件についてご意見やご質問はありますでしょうか。

委 員：改めて確認したいが、観光施設として商工課等が整備のための補助金を交付すること可能か。

事務局：宗教施設であるため、観光施設として市から補助金を交付することは困難であると考えます。文化財として指定されれば整備や修復のための補助が可能となります。

委 員：細久手の大黒屋が現在多くの外国人客が宿泊すると聞いているが、宿泊される多くの方が訪れるのが庚申堂であるという。外国人にとって宗教施設はパワースポットの魅力があると思われる。

委 員：中山道は全国的に知られた歴史・文化資産である。細久手・大湫宿は他の宿場と比較して有名とは言えないかもしれないが、宿場の歴史や景観を伝える場所として残す意味はある。

委 員：他の村堂の所有者から文化財指定の申請が提出された場合は、すべて指定していく方針か。

事務局：文化財に指定するか否かはこの審議会で審議することですが、先ほどお配りした資料で示したとおり、他の村堂との差別化は図られたものと認識しています。

委 員：文化財に指定する場合、史跡としての指定を想定しているとのことであるが、史跡となった場合でも庚申堂という建物の修復にも補助ができるという認識か。

事務局：高山市の高山陣屋や中津川市の落合宿本陣など、建物を有しながら史跡として指定されている物件は多くあります。建物がその史跡を構成する重要な要素として判断されれば、建物の修復等にも補助を行うことは可能であると考えられ、本件では庚申堂は境内地を構成する重要な要素であると考えられます。

委 員：細久手庚申堂は隣接する住宅等からも明確に区画され、また石垣が積まれているなど、境内地として、また史跡として価値付けすることに差し支えはないと思われる。

委 員：史跡として指定された場合、その後積極的に活用が図られることが望まれる。地元として活用や日常管理を継続する意思があるか、確認する必要がある。

委 員：建物や土地の所有者は確認してあるのか。

事務局：正式な申請書が提出されていないため確認していません。本日の審議会でも文化財指定の見込みありとの判断がなされれば、地元の方に打診して確認作業を進めるとともに、所有者の同意がいただけるということであれば、正式な申請書を提出していただくようお願いします。

会 長：様々な意見が出されましたが、概ね文化財（史跡）の指定に前向きな意見が出されたものと思います。先ほど事務局から説明がありましたように正式な申請書が提出されていないので、本日本文化財に指定するか否かを決定することはありませんが、文化財指定を想定し、地元の方に修繕や管理の意思を確認することによってよろしいでしょうか。

**【異議なしの声】**

会 長：では、次回の審議会までに確認をされるよう事務局にお願いします。また、土地や建物の所有者の確認についてもお願いします。

事務局：承知しました。地元の意思の確認、土地や建物の所有者の確認を進めます。

会 長：続きまして、「大湫町神明白山神社例祭」について事務局からの説明を求めます。

事務局：本件は前回から継続審議となっているものです。本日はあまり時間がありませんので詳細な審議は難しいと思われませんが、今後の見通しとして、文化財指定の見込みがあるとして調査を継続するか否か、ご意見をいただきたいと思います。

委 員：神明神社と白山神社が合同で祭礼を行うのは極めて類例が少ないと思われる。なぜこのような祭礼になったのか、その経緯や変遷を確認する必要がある。

委 員：市内で唯一山車を用いる祭礼であり、文化財的な価値は高いと推定される。

委 員：神社の棟札についてはこれまで調査・確認していないが、事務局は何か記録を持っているのか。

事務局：過去に棟札を調査した記録はありません。

委 員：棟札に何らかの記録が残っている可能性がある。一度調査をすべきである。

**【賛同の声あり】**

会 長：私も、祭りの成り立ちや変遷を考える上で棟札の調査は欠かせないと思います。次回の委員会は現地で棟札調査ということにしたいと思いますがいかがでしょうか。

**【賛同の声あり】**

会 長：それでは次回の審議会棟札の調査を行うことにしたいと思いますので、地元の方、神社の関係者の方との調整を事務局にお願いします。

事務局：承知しました。地元の方、神社の関係者の方との調整を行い、調査の日時をご連絡します。

会 長：最後に継続審議となっている桜堂の「芝居舞台」についてですが、本日すでに正午を過ぎていますので、審議は次回以降に行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

会 長：それでは申し訳ありませんが、本日の審議会はこれにて終了とします。皆さま、長時間にわたりご審議ありがとうございました。

■その他

事務局：本日お配りした平成 29 年度計画に、事業の記載漏れがありましたので訂正します。

昨年度市の文化財に指定された桜堂薬師の涅槃図について、本年度中に修復の計画があります。市からも補助を行います。すでに補助金の申請・交付決定がなされておりますのでご承知置きください。

それではこれで散会といたします。本日はありがとうございました。